0

0

告 公 定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項及び第四十六条第一項の規 香川県告示第二百六十一号 平成十六年四月十三日 土地改良事業の認可 公有水面埋立免許 介護保険法の規定による事業者の指定 基本測量の実施の通知 土地改良区の役員の就任の届出 大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告 大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出 公印の新調 香川県証紙の売りさばき人の指定の取消し 香川県証紙の売りさばき人の変更 都市計画の決定 告 示 目 告 次 示 香川県知事 ( ◉印は、県法規集掲載事項) ページ (長寿社会対策課) へ 会 (港 (土地改良課) (経営支援課) (土木監理課) (都市計画課) (教育委員会) 鍋 第 29 号 湾 " 計 " 11 귍 課 平成 16年 紀 4月13日(火曜日) 四 Ξ = 六 五 ○○五七六 〇〇五三七 ローハ七三 〇二八六五 ○二八四〇 事業所番号介 護 保 険 〇二八五七 三七七〇一 三世三〇二 四一八二〇三高松市屋島西町二四八ますだ歯科医院 **グループホームメイプ** ョンはは コンはは ビス有限会社BBケアサー 地出市加茂町五九一番 一六号高松市瀬戸内町四八番 デイサービスあっとホ 地一一高松市香西本町一二 きょう京雅みやび 番地二高松市香西東町三一五 地五〇高松市新田町乙二三番 及事 び業 所の 在名 地称 番 坂出市加茂町五九三 理事長 西山直志 医療法人社団西山脳神 二丁目二番三号 東京都千代田区丸の内代表取締役 萩尾龍二 ス株式会社 四一八二〇三高松市屋島西町二四八増田幸三 事務 所 の 所 在 地者の氏名及び主たる申請者の名称、代表 四号高松市浜ノ町二一番一代表取締役(牧谷省) S S 高松市新田町乙二三番取締役 大熊雄一郎 理事長 赤井護 クリニック 医療法人社団赤井外科 地五〇 株式会社S 番地二高松市香西東町三一 有限会社BBケアサー 牧谷省 A C C E 五 四月一日 11 " " " " " 指定年月日 貸福 与祉用 具 貸福 与祉用 具 の 種 類 活型痴 介共 護 同 対 生 応 通所介護 訪問介護 11 管理指導 居宅療養

香

Ш

県

報

平成十六年四月十三日

三七七〇四二六

かがや木

理事長

前田隆史

社会福祉法人善心会

"

通所介護

Ŏ

番地一

デイサー ピスセンター

**番地一ケアハウスかが** 善通寺市中村町四八五

	〇七九四 リテーションふれあい
九番地綾歌郡綾南町滝宮二九	町長藤井野
ション	ピリテー

香川県告示第二百六十二号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、 次のとおり公

有水面埋立てを免許した。

平成十六年四月十三日

## 免許年月日

香川県知事

武

紀

平成十六年三月三十一日

"

免許を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所

### 香川県

高松市番町四丁目一 番一〇号

香川県知事 真鍋

**局松市昭和町一丁目一二番一** 号

### Ξ 埋立区域

### 1 位置

地地先並びに同市引田字川向二七六八番八地先の公有水面 | 、二七七四番|四、二七七四番|五及び二七七四番|七の筆界未定地に接する無番 東かがわ市引田字川向二七七三番二、二七七三番三、二七七三番四、二七七四番一

#### 2 区域

の地点と の地点を結ぶ平成十五年春分の満潮位 (D・L・+一・七三六メートル 次の各地点を順次に結んだ線及び の地点から の地点までを順次に結んだ線及び

の地点 分三一・九六一秒。以下「基点」という。) から二三四度五一分二三秒、 四等三角点城山(北緯三四度一三分五九・六三二秒、 東経一三四度二四 における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

# 一〇・七一メートルの地点

の地点 の地点から一五三度三九分四 二秒 一八・三七メートルの地点

三七七

五

綾南町指定通所リハビ

香川綾歌郡綾南町

通所リハ

六番地の二 綾歌郡綾南町滝宮三七

六番地の二

**綾歌郡綾南町滝宮三七理事長**丸本正憲

社会福祉法人共済会

支援 居宅介護

〇〇七八六

三七七一五

楽々苑居宅介護支援事

〇〇七七八

六番地の二条々苑訪問介護事業所

社会福祉法人共済会

11

訪問介護

綾歌郡綾南町滝宮三七 理事長 丸本正憲

六番地の二

三七七一五

〇〇七六〇

三六〇八番地

**綾歌郡国分寺町福家甲取締役 平尾忠** 

三六〇八番地

三七七一五

有限会社真

有限会社真

"

貸与 福祉用具 会福祉センター東かがわ市白鳥社東のがわ市湊一八〇九

番地東かがわ市白鳥社東かがわ市湊一八〇九

会福祉センター

0001

市社会福祉協議会しろ社会福祉法人東かがわ

市社会福祉協議会

中條弘矩

社会福祉法人東かがわ

"

介護 護 入浴

地四

高松市勅使町六八七番

三七七〇七

〇〇三九九

観音寺市坂本町一丁目組合「観音寺ひだまり」

組合

香川県高齢者生活協同

理事長

村瀬裕也

三七七〇五

香川県高齢者生活協同

ション愛の手

理事長

前田隆史

社会福祉法人善心会

11

訪問介護

ホームヘルパーステー

番地一ケアハウスかが善通寺市中村町四八五

番地一

三七七〇四

Ш

県

報

平成十六年四月十三日

(第九二二三号)

 $\equiv$ 

Ш

(第九二二三号)

平成十六年四月十三日

香川県知事

真

鍋 武 紀

綾歌郡国分寺町福家甲一二五八 一九 香川県軽自動車会館内 善通寺市生野本町一丁目一番一二号 仲多度合同庁舎内

変更後 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁消費生活協同組合内

高松市鬼無町佐藤二〇 香川県陸運事務所内

高松市松島町一丁目一七番一六号 香川県高松合同庁舎内

**善通寺市生野本町一丁目一番一二号(仲多度合同庁舎内** 

綾歌郡国分寺町福家甲一二五八 一九 香川県軽自動車会館内

香川県告示第二百六十五号

人の指定を次のとおり取り消した。 香川県証紙条例 (昭和三十九年香川県条例第十一号) 第五条の香川県証紙の売りさばき

平成十六年四月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

		月三十一日	取消年月日
井八一七仲多度郡琴平町榎	見二 一	目二 二八 二八 二八	住
西川勝記 食品衛生協 香川県琴平	柳井。县。	榊 会 会 会 会 長 協 管 生 協 出 制 生 協 出 制 生 出 出 、 出 、 日 も 日 も も も も も も も も も も も も も も も も	氏名
健所琴平支所内	建新内 建新大手町二丁目二 一	保健所坂出支所内 二八	売りさばき場所
中讃保	中 讃 保	中讃	

香川県告示第二百六十六号

県立総合水泳プール出納員の使用する公印を、平成十六年四月一日次のとおり新調した。 県立屋島陸上競技場出納員、香川県立武道館出納員、香川県立丸亀武道館出納員及び香川 香川県総合運動公園出納員、香川県立丸亀競技場出納員、香川県立体育館出納員、香川

香川県総合運動公園出納員印

高尼県 総合建 総合運 動态園 山納員を

一香川県立丸亀競技場出納員印





Ξ

香川県立体育館出納員



四

香川県立屋島陸上競技場出納員



五

香川県立武道館出納員



六

香川県立丸亀武道館出納員

四

# 七 香川県立総合水泳プール出納員



### 告

## 公

香川県公告第百九十六号

項の規定による変更の届出があったので、法第六条第三項において準用する法第五条第 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。以下「法」という。) 附則第五条第

平成十六年四月十三日

三項の規定により、次のとおり公告する。

香川県知事 紀

## 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所

生活協同組合コープかがわ

高松市新北町一四番二七号

大規模小売店舗の名称及び所在地

2

コープー宮

高松市一宮町三四一番地

変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

変更前 午前十時

変更後 午前七時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後九時三十分まで

午前六時四十五分から午後九時三十分まで

変更年月日

香

Ш

県

報

平成十六年四月十三日

平成十六年四月四日

届出年月日

平成十六年三月二十九日

Ξ 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課

高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十六年四月十三日 (火曜日) から同年八月十三日 (金曜日) まで

意見書の提出

四

を記載した書面を本日から四月以内(平成十六年八月十三日(金曜日)まで)に次の提 辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目 **法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周** 

出先に提出することができる。

援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。 なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支

記載すべき項目

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

事業者にあっては、その事業の種類及び沿革

意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

意見の内容

提出先

郵便番号七六〇 八五七〇

高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

香川県公告第百九十七号

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。以下「法」という。) 第八条第一項

の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三

項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年四月十三日

意見の対象となった届出に係る公告

平成十五年香川県公告第六百六十一号

意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

宇多津ショッピングデパート

綾歌郡宇多津町一七八四番地九九

Ξ 法第八条第一項の規定により宇多津町から聴取した意見の概要

該当なし

四

法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

意見なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課

宇多津町建設経済課

2 縦覧期間

平成十六年四月十三日 (火曜日) から同年五月十三日 (木曜日) まで

香川県公告第百九十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用する同法

第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改

良事業を行うことについて平成十六年三月三十一日認可した。

平成十六年四月十三日

香川県知事 真 武 紀

"	三豊郡山本町土地改良区	土地改良区名
単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)宮池地区	単独県費補助土地改良事業(農道整備事業)三条坊地区	土地改良事業名

n	II	11	"
単独県費補助土地改良事業 ( 農道整備事業 ) 岡松地区	単独県費補助土地改良事業 ( 農道整備事業 ) 東香原地区	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)仁池地区	単独県費補助土地改良事業(農道整備事業)宮の浦地区

武

紀

香川県公告第百九十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、三豊郡

仁尾町土地改良区から役員の就任について次のとおり届出があった。

平成十六年四月十三日

名

氏

住

香川県知事

所

就任年月日

真 鍋 武

紀

種 役 員 類 の 吉田

理

香川県公告第二百号

康良 三豊郡仁尾町大字仁尾丁一二〇六番地二 平成一六、三、二九

土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第三項に基づ 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国

き公示する。

平成十六年四月十三日

香川県知事

真

鍋

武

紀

作業種類

基本測量 (二万五千分の一地形図修正測量)

作業期間

平成十六年四月十五日から平成十七年三月二十五日まで

Ξ 作業地域

高松市

丸亀市

善通寺市

坂出市

-										
香	<b>田</b>									
Ш	町	豊郡	仲多度郡 琴南町	綾歌郡 綾上町	香川郡	木田郡 三木町	小豆郡 内海町	東かがわ市	さぬき市	観音寺市
県		高瀬町	都	綾上	香川郡 塩江町	三木	内海	わ市	市	市
報			南町							
		<b>米町</b>	満濃	綾南町	香川町	牟礼町	土庄町			
平成		三野	可琴		香南	庵治町	池田町			
十六年		为	半町	可	香南町 直島町	ĦJ	ĦJ			
平成十六年四月十三日		野原町	満濃町 琴平町 多度津町	国分寺町 綾歌町	局町					
吉		豊中	町仲							
		町譲	仲南町	飯山町 宇多津町						
		間町		多津町						
		山本町三野町大野原町豊中町詫間町に尾町		-,						
		"豊浜町								
		町 財								
		₩J								
)										
(第九一二三号)										
<u>")</u>										
七										

